

論点 4 (医療等分野の罰則のあり方と医療等サービス提供側が情報の利活用
に萎縮しないための仕組みについてどのように考えるか) 及び
論点 5 (個別法の位置づけ、適用範囲と履行確保についてどのように考
えるか) について

I 医療等に関する個人情報及び義務を負う者の範囲

検討事項

- 機微性の高い医療等の情報の利活用と保護を推進するために、個別法の適用範囲をどのように定めるべきか。

(1) 医療等に関する個人情報

① 生命・身体・健康に関わる情報

- ・ 個人情報保護法成立時の附帯決議や「社会保障・税番号大綱」において、個人の生命・身体・健康等に関わる情報は、機微性の高い情報が含まれていることから、特に個人情報の漏洩が深刻なプライバシー侵害につながる危険性があるとして、医療等の情報に関する個別法を検討することとされている。
- ・ 個別法は、「生命・身体・健康に関する機微性が高いと考えられる情報」(医療・介護サービス提供者が入手する情報など) を対象とすることを検討してはどうか。

<例>

- － 医師等が診療のために入手した病歴・薬歴等
- － 介護事業者が介護サービスの提供や地域の医療機関との連携のために入手した利用者の病歴・薬歴等
- － 研究機関が被験者から取得した血液データ等
- － 地方自治体が福祉関係手当の申請手続において本人から入手した医師の診断書等

② 死者の情報

- ・ 個人情報保護法では、死者の情報は対象外とされているが、患者等が死亡した後においてもその取扱に特段の配慮が求められる。このため、死亡した患者等の個人情報についても、個別法の対象とすることを検討してはどうか。

③ 安全に匿名化等された情報の取扱

- ・ 医療等に関する個人情報は、その情報自体が身体的特徴を表すことがあり、氏名などのいわゆる本人識別情報を機械的にマスキングすることだけで本人識別を不可能にしたとは言い難い場合がある一方で、身体的特徴にまつわる情報を利用できないのでは医療等の提供や公益目的のための利活用がなしえない状況となりかねない。
- ・ このため、目的外利用や第三者提供(二次的な利用)等が可能となるよう、安全に匿名化等がされた状態がどのようなものか検討してはどうか。

(2) 個別法による義務を負う者の範囲

① 個人単位の適用

- ・ 医療等分野では、医師等の法定資格者や、医療機関のみならず二次利用する機関の職員などを含め、様々な個人が医療分野の個人情報を取り扱うことになる。
- ・ このため、法定資格や業法に基づく規制ではなく、医療等の情報を取り扱う者にすべからず適用することを検討してはどうか。

② 医療等の情報を事業（業務）のために利用する者への適用

- ・ 個人情報保護法では、営利・非営利の別を問わず、個人情報を「事業の用に供している」事業者に対して義務を課している。
- ・ 個別法においては、「生命・身体・健康に関する機微性が高いと考えられる情報」（医療・介護サービス提供者が入手する情報など）を事業（業務）のために利用している者に対して義務を課すことを検討してはどうか。

③ 小規模事業者に従事する者への適用

- ・ 個人情報保護法上、その保有する個人情報に含まれる特定個人の数合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5,000を超えない事業者（小規模事業者）を除くものとされている。
- ・ しかしながら、医療等サービス提供者は、その規模等によらず情報を適切に利活用・保護することを前提としてサービスを提供することが期待されている。また、小規模事業者を除くこととすれば、患者等の立場からは、どの医療等サービス事業者が法令上の義務を負うかが分かりにくいのではないか。
- ・ このため、個別法は、小規模事業者に従事する者も対象とすることを検討してはどうか。

【参考】

<刑法（明治四十年法律第四十五号）>

（秘密漏示）

第百三十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

II 行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、学術研究への適用

検討事項

- 医療等情報個別法の国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体に対する適用関係はどうあるべきか。医療等の情報に関する共通したルールが必要ではないか。

(1) 現行法の整理

- ・ 個人情報保護法は、民間部門の事業者を対象として、個人情報の適正な取扱いに関する一般的なルールを定めている。
- ・ 国の行政機関、独立行政法人等については、それぞれ、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法においてルールが定められている。
- ・ 地方公共団体（自治体の医療機関等を含む）については、自ら必要な措置を講ずるよう努めるべき旨が定められており、それぞれの条例においてルールが規定されている。

(2) 医療等に関する情報に共通するルールの必要性

- ・ 以下の理由から、医療等情報個別法は、民間部門のみならず、行政機関、独立行政法人等や地方自治体を含めたルールを定めることとしてはどうか。

① 機微性の高い情報に相応しい共通のルール

民間事業者、行政機関、独立行政法人等の違いにかかわらず、厳格な保護の措置についての同じルールが適用されるべきではないか。

② 関係機関間の情報の利活用の促進

設置主体の異なる関係機関間でも情報の利活用を促進するため、複数の適用ルールのもと煩雑な手続が求められることがないよう、統一的なルールが必要ではないか。

③ 履行確保の仕組みの違い

適用ルールが違うことにより監督官庁が異なることになれば、履行確保のための統一的な措置（勧告、命令等）が困難になるのではないか。

④ 患者等にとってのわかりやすさ

様々な主体からサービスの提供を受ける患者等にとっても、設置主体にかかわらず共通のルールが適用される方が混乱がないのではないか。

- 医学研究等において、医療等に関する情報を保護しつつ利活用することを推進する観点から、学問の自由や学術研究における利用の実態等に配慮しつつ、学術研究に対する適用について検討してはどうか。

(1) 現行法の整理

- ・ 個人情報保護法においては、学術研究機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究目的で個人情報を取得・利活用する場合は、適用除外されている。

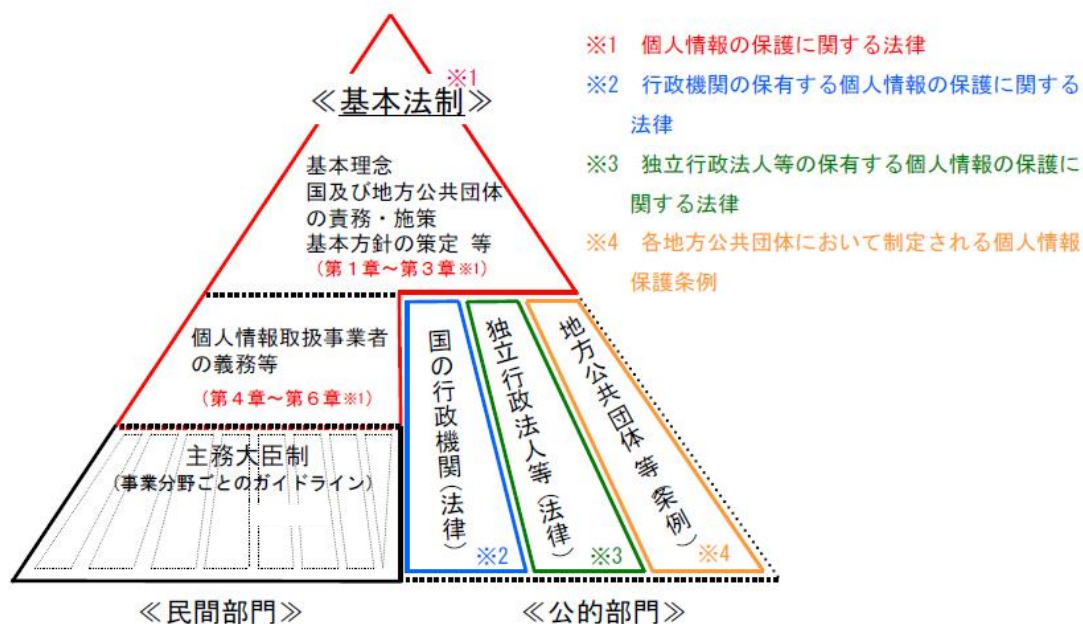
- ※ 私立病院等が行う学術研究には、個人情報保護法が適用される。
- ・ 行政庁等や国立研究所等が学術研究目的で個人情報を利活用する場合には、行政機関個人情報保護法の規定の一部が適用除外されている。
- ・ 独法や国立大学法人、研究独法等が学術研究の目的で個人情報を利活用する場合には、独立行政法人個人情報保護法の規定の一部が適用除外されている。

(2) 個別法の適用のあり方

- ・ 機微性の高い医療等の情報に相応しい情報の安全管理を確保する観点から、学問の自由や学術研究の利用の実態等に配慮しつつ、学術研究機関等が学術研究目的で情報を利活用する場合の個別法の適用について検討してはどうか。

【参考】

<個人情報保護に関する法体系イメージ>



出所：消費者庁HP <http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/houtaikei.pdf>

<適用ルールの違い>

個人情報を取り扱う主体	適用される法律	監督官庁
厚生労働省	行政機関個人情報保護法	総務省
国立がん研究センター	独立行政法人等個人情報保護法	総務省
〇〇県立病院	〇〇県個人情報保護条例	〇〇県
〇〇市立病院	〇〇市個人情報保護条例	〇〇市
医療福祉法人〇〇病院	個人情報保護法	厚労省
〇〇内科（個人開業医）	個人情報保護法	厚労省

国立大学法人〇〇大学	独立行政法人等個人情報保護法	総務省
・大学病院	→ガイドライン	+厚労省
・遺伝子情報の取扱い	→ガイドライン	+厚労+文科+経産

(鈴木正朝教授 講演資料より作成)

<個人情報保護法>

(適用除外)

第五十条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的
 - 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
 - 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
 - 四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
 - 五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。
- 3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

<行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律>

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一～三 (略)

- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4 (略)

<独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律>

(利用及び提供の制限)

第九条 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は

第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一～三（略）

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4（略）

<個人情報保護法成立時の附帯決議（参議院 個人情報の保護に関する特別委員会（平成15年5月21日））>

五 医療（遺伝子治療等先端的医療技術の確立のため国民の協力が不可欠な分野についての研究・開発・利用を含む）、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野について、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するための個別法を早急に検討し、本法の全面施行時には少なくとも一定の具体的結論を得ること。

<「個人情報保護法」と「行政機関個人情報保護法」及び「独立行政法人個人情報保護法」における学術研究の適用除外について>

	対象機関	個人情報等の利用目的	
		学術研究目的	その他
個人情報保護法	民間企業 私立病院 等		<p>※1：個人情報取扱事業者の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用目的の特定、利用目的による制限 ・取得に際しての利用目的の通知等 ・内容の正確性の確保 ・安全管理措置
	学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者（私立大学、学会 等）	※1の適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の監督、委託先の監督 ・第三者提供の制限 ・保有個人情報に関する事項の公表等 ・開示、訂正、利用停止等 ・開示等の求めに応じる手続、手数料 ・報告の徴収、勧告及び命令 ・主務大臣の権限の行使 等
行政機関個人情報保護法	行政庁 等	<p>※2の一部が適用除外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有個人情報の利用及び提供 ・個人情報ファイルの保有等に関する総務大臣への通知 	<p>※2：行政機関における個人情報の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保有の制限等 ・利用目的の明示、内容の正確性の確保 ・安全管理措置 ・従業者の義務（受託者含む） ・利用及び提供の制限 ・保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求
	国立研究所等（研究機関）	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報ファイルの作成及び公表 ・開示義務（ただし、調査研究に関する事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報ファイルの保有等に関する事前通知 ・個人情報ファイル簿の作成及び公表 ・保有個人情報の開示義務 ・開示請求等の手続 ・不服申立て 等
独立行政法人個人情報保護法	独法	<p>※3の一部が適用除外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有個人情報の利用及び提供 ・個人情報ファイル簿の作成及び公表 	<p>※3：行政機関における個人情報の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保有の制限等 ・利用目的の明示、内容の正確性の確保 ・安全管理措置 ・従業者の義務（受託者含む） ・利用及び提供の制限 ・保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求
	国立大学法人、研究独法等（研究機関）	<ul style="list-style-type: none"> ・開示義務（ただし、調査研究に関する事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報ファイル簿の作成及び公表 ・保有個人情報の開示義務 ・開示請求等の手続 ・不服申立て 等

Ⅲ 医療等の情報に係る罰則の強化

検討事項

○ 機微性の高い情報を含む医療等に関する情報の漏えい等に対する罰則はどうあるべきか。

(1) 医療等に関する情報を取り扱う個人に対する罰則の適用（個罰化）

- ・ 個人情報保護法では、個人情報事業の用に供している事業者に対して罰則が課せられ、情報を取り扱う個人は、両罰規定（個人情報保護法第58条）により罰せられるのみである。
- ・ 一方、個人情報保護法の特別法である行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及びマイナンバー法案においては、情報を取り扱う個人に対して罰則が課せられている。
- ・ 医療等分野における特別法である医療等情報個別法においても、機微性の高い医療等情報の保全・管理を徹底するため、医師等の法定資格者や、医療機関のみならず二次利用する機関の職員などを含め、医療等情報を取り扱う個人に対して罰則を課すことを検討してはどうか。

(2) 量刑の引き上げ、重大な過失への罰則の適用（厳罰化）

- ・ 医療等に関する情報は一般に機微性の高い情報を含むものであり、その漏示は個人にとって著しい影響を及ぼすことが考えられるため、現行の個人情報保護法制と比べて厳罰化（量刑の引き上げ）することを検討してはどうか。
- ・ また、量刑の引き上げに加えて、情報の保全管理を徹底するため、原則として、故意による場合だけでなく、重大な過失により情報漏えい等が起こった場合にも罰則を適用することについて検討してはどうか。
- ・ さらに、医療機関等における事務職員は、一般に医師等の指示のもと業務に従事するものであることから、罰則の量刑についても、医師等の法定資格に基づく守秘義務を負う者と、それらの者からの指示のもとで業務に従事する者の量のバランスを検討してはどうか。

(3) 主務大臣の命令等を経ない罰則の適用（直罰化）

- ・ 個人情報保護法では、個人情報取扱事業者が目的外利用や第三者提供等に関する規定に違反した場合には、まず主務大臣により勧告、命令等の措置が講じられ、命令に従わなかった場合に、罰則が適用される。
- ・ 一方、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及びマイナンバー法案においては、職員等の個人単位での義務付けを前提として、主務大臣による命令等を経ずに、直接に罰則を適用することを規定している。
- ・ 医療等情報個別法においても、情報漏えい等に対して主務大臣の命令等を経ずに罰則を適用することを検討してはどうか。

(4) 罰則の内容

- ・ 罰則の内容は、主に、①情報の取得、②保全管理、③二次的な利用、という観点から検討してはどうか。
- ・ 医療等に関する情報は機微性の高い情報を含むため、①不必要な情報を取得することを防ぐことが必要ではないか。また、②情報の安全管理を徹底し、情報漏えいを防ぐ必要があるのではないか。さらに、③明示された目的に合致する取扱いを確保する必要があるのではないか。
- ・ このため、現行の個人情報保護法制では適用法律によって罰則のあり方（罰せられる行為や量刑等）が異なるが、医療等の情報を取り扱う者には、以下のような行為等について罰則を設けることを検討してはどうか。
 - ① 情報の取得に関する罰則
 - － 明示された利用目的の達成に必要な範囲を超えて情報を取得する行為
 - ② 情報漏えいに関する罰則
 - － 保全管理している情報の漏えい（重過失の場合も含む）
 - ③ 目的外利用・第三者提供（二次的な利用）に関する罰則
 - － 正当な理由なく、または不正な利益を図る目的で、目的外利用・第三者提供する行為
- ・ また、医療等の情報を不正な手段（詐欺等の行為や不正アクセスなど）により取得する行為に対する罰則を検討してはどうか。

【参考】

＜マイナンバー法案、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び個人情報保護法における罰則の比較＞

別紙

＜マイナンバー法案、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び個人情報保護法における罰則の比較＞

	マイナンバー法案	行政機関個人情報保護法	独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法
主体	マイナンバーを取り扱う事務に従事する者又は従事していた者(行政機関の職員や事業者の従業者、受託者など)	行政機関の職員若しくは職員であった者又は行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けている者若しくは受けていた者など	独立行政法人等の職員若しくは職員であった者又は独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けている者若しくは受けていた者など	個人情報取扱事業者
行為	正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイルを提供	正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供	正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供	主務大臣の命令に違反
法定刑等	4年以下の懲役又は200万円以下の罰金又は併料、国外犯にも適用、両罰規定あり	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金、国外犯にも適用	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金、国外犯にも適用	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金、両罰規定あり
主体	マイナンバーを取り扱う事務に従事する者又は従事していた者(行政機関の職員や事業者の従業者、受託者など)	行政機関の職員若しくは職員であった者又は行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けている者若しくは受けていた者など	独立行政法人等の職員若しくは職員であった者又は独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けている者若しくは受けていた者など	個人情報取扱事業者
行為	その業務に関して知り得たマイナンバーを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用	その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用	その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用	主務大臣の求めた報告をしない又は虚偽の報告
法定刑等	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金又は併料、国外犯にも適用、両罰規定あり	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、国外犯にも適用	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、国外犯にも適用	30万円以下の罰金、両罰規定あり
主体	情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者など	行政機関の職員	独立行政法人等の職員	認定個人情報保護団体
行為	情報提供ネットワークシステムの運営に関する秘密等の漏えい又は盗用	その職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集	その職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集	業務の廃止の届出をしない又は虚偽の届出
法定刑等	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金又は併料、国外犯にも適用	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、国外犯にも適用	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、国外犯にも適用	10万円以下の過料
主体	何人も	行政機関の職員	独立行政法人等の職員	認定個人情報保護団体でない者
行為	人を欺くなど、又は、財物の窃取などによりマイナンバーを取得	偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた	偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた	認定個人情報保護団体という名称等の使用
法定刑等	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金、国外犯にも適用、両罰規定あり	10万円以下の過料	10万円以下の過料	10万円以下の過料
主体	行政機関の職員など			
行為	専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報記録が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集			
法定刑等	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金、国外犯にも適用			
主体	委員会の委員など			
行為	職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用			
法定刑等	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金、国外犯にも適用			
主体	委員会から命令を受けた者			
行為	委員会の命令に違反			
法定刑等	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金、両罰規定あり			
主体	委員会による検査等の対象者			
行為	委員会による検査等に際し、検査を拒否するなど			
法定刑等	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、両罰規定あり			
主体	何人も			
行為	偽りその他不正の手段により個人番号カードを受領			
法定刑等	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金、両罰規定あり			

IV 医療等サービス提供に必要な場合や公益目的で医療等の情報を提供する場合における免罰

検討事項

- 医療等の情報の取扱いに対する罰則を強化（個罰化、厳罰化、直罰化）する一方、医療等の提供や公益目的に必要な場合に情報の利活用に萎縮が起こらないようにするため、罰則の適用はどうあるべきか。

(1) 免罰についての考え方

① 情報漏えいに関する罰則

- － 保全管理している情報の漏えい（重過失の場合も含む）

② 目的外利用・第三者提供（二次的な利用）に関する罰則

- － 正当な理由なく、又は、不正な利益を図る目的で、目的外利用・第三者提供する行為

[考え方]

- ・ 機微性の高い情報を含む医療等の情報は、その漏えいが患者等のプライバシーの著しい侵害につながる危険性が高いことから、管理主体や利用目的の如何にかかわらず、その保全管理の徹底や適正な利用が求められると考えられるのではないかと。このため、情報漏えい及び目的外利用・第三者提供（二次的な利用）に関する罰則は、医療等の情報を取り扱う者にすべからく適用することを検討してはどうか。

③ 情報の取得に関する罰則

- － 明示された目的に必要な範囲を超えて情報を取得する行為

[考え方]

- ・ 医療等のサービス提供者は良質なサービスを提供するため、患者等から様々な情報を取得することが考えられるが、患者等のためになされた情報の取得にまで罰則が適用される可能性が生ずるとすれば、必要な情報の取得までもが萎縮されるおそれがあるのではないかと。このため、医療等の提供のために善意でなされた情報の取得については、罰則を適用しないことを検討してはどうか。
- ・ 学術研究機関等に従事する者が学術研究目的で医療等の情報を取得する場合については、憲法上保障される学問の自由を損なうことのないように十分配慮する必要がある。これらを踏まえて、個別法が学術研究に適用される場合には、情報の取得に関する罰則を適用しないことについてどのように考えるか。

(2) 電子的に情報を提供する場合

- ・ 医師等が、情報処理関連事業者を経由して電子的に情報を提供する場合に、医師等の対応に不備がないにもかかわらず、情報処理関連事業者（ネットワーク事業者等）に起因して情報漏えいが起こることも考えられる。
- ・ このような場合にまで医師等に罰則を課すことになれば、電子的な情報の授受自体が敬遠されてしまうことになるのではないか。このため、このような場合には医師等は罰しないことを検討してはどうか。

【参考】

< 情報処理関連事業者の責任（民事責任） >

○ 製造物責任法（平成六年法律第八十五号）

（製造物責任）

第三条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であつて、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

（免責事由）

第四条 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

- 一 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によつては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。
- 二 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行つた設計に関する指示に従つたことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

V 履行確保のための仕組み

検討事項

- 医療等情報個別法で定める義務の履行確保のために、どのような仕組みが必要か検討してはどうか。

(1) 勧告、命令等の仕組み

- ・ 個人情報保護法においては、分野ごとに主務大臣を置き、報告の徴収及び助言等を行うことを定めている（個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、学問の自由等を妨げてはならないことを定めている）。
- ・ 個別法は、義務や罰則を課す対象は個人単位とすることを検討する一方、履行確保のための仕組みとして、主務大臣又は第三者委員会などが医療等の情報を事業の用に供する事業者に対して、義務の履行確保のために必要な場合に勧告、命令等を行う仕組みを検討してはどうか。

(2) 医療等の現場に即した執行指針

- ・ 個別法では、医療等の情報の取り扱いに関するルールを示すことを検討するが、日々変化する医療等の現場に支障をきたすことがないように、実態に即した運用を確保する必要がある。
- ・ 多種多様な医療等サービスや、急速に進展する情報技術に迅速に対応するため、個別法においては基本的なルールを示すこととし、情報の活用や安全管理に関して具体的に措置すべき事項については、技術面も含め執行指針で示すこととしてはどうか。

【参考】

<個人情報保護法（平成十五年法律第五十七号）>

（報告の徴収）

第三十二条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

（助言）

第三十三条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第三十四条 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二條まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(主務大臣の権限の行使の制限)

第三十五条 主務大臣は、前三条の規定により個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

- 2 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第五十条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。